

## Q720. 労働審判手続における申立ての趣旨又は理由の変更について教えてください。

労働審判手続では、申立人は、申立ての基礎に変更が無い限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができます。

労働審判委員会は、申立ての趣旨又は理由を変更することにより、3回以内の労働審判期日で審理を終結するのが困難なときは、その変更を許可しないことができます。

申立ての趣旨又は理由の変更の許否は、新旧いずれの申立てを審理の対象にするかについて、労働審判委員会が行う手続指揮上の判断であり、当事者はこれに対して不服申し立てができないと考えられます。

労働審判手続の趣旨又は理由の変更の申立てがされたときは、裁判所は、申立てについて適法性の判断をし、不適法な場合には申立てを却下します。

労働審判事件が訴訟に移行した場合には、申立ての趣旨又は理由の変更が記載された調書が訴状とみなされることとなります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成